



平成 30 年 8 月 1 日

各 位

上場会社名 富士急行株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 堀内 光一郎
(コード番号 9010 東証・第1部)
責任者役職名 代表取締役副社長 事業部統括兼
コンプライアンス担当
氏 名 堀内 哲夫

株式報酬制度の導入に伴う第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 9 日付で公表した「株式給付信託 (BBT=Board Benefit Trust)」(以下「本制度」といいます。)の導入に伴い、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	平成 30 年 8 月 31 日(金)
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 15,000 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき金 3,390 円
(4) 処 分 総 額	50,850,000 円
(5) 処 分 予 定 先	資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、平成 30 年 5 月 9 日付で本制度の導入を公表し、その後、平成 30 年 6 月 22 日開催の第 117 回定時株主総会において、役員報酬として決議されました。(本制度の概要につきましては、平成 30 年 5 月 9 日付「株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。)

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、資産管理サービス信託銀行株式会社(本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託(以下「本信託」といいます。))の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者に設定される信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

処分数量については、「役員株式給付規程」に基づき信託期間中に当社の取締役に給付すると見込まれる株式数に相当するもの(平成 31 年 3 月末日で終了する事業年度から平成 35 年 3 月末日で終了する事業年度までの 5 事業年度分)であり、平成 30 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 54,884,738 株に対し 0.03%(小数点第 3 位を四捨五入、平成 30 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 529,232 個に対する割合 0.03%)となりますが、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは考えられません。

また、当社としましては、本制度は当社取締役の報酬と当社の株式価値の連動性をより明確にし、取締役に対する中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高め、当社の企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

※信託契約の概要

信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	役員株式給付規程に基づき信託財産である当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を受益者に給付すること
委託者	当社
受託者	みずほ信託銀行株式会社 みずほ信託銀行株式会社は、資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
受益者	取締役（社外取締役を除きます。）を退任した者のうち、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者を選定
信託契約日	平成30年8月31日（予定）
信託設定日	平成30年8月31日（予定）
信託の期間	平成30年8月31日（予定）から信託が終了するまで

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値3,390円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお処分価額3,390円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1か月間の終値平均3,245円（円未満切捨）に対して104.47%（プレミアム率4.47%）を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3か月間の終値平均3,268円（円未満切捨）に対して103.73%（プレミアム率3.73%）を乗じた額であり、あるいは同直近6か月間の終値平均3,040円（円未満切捨）に対して111.51%（プレミアム率11.51%）を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものとして判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名（うち3名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上

（お問い合わせ先）

富士急行株式会社 総務部 電話 0555（22）7112